ボートレース若松「スポーツ報知杯年またぎ特選競走」イベント
運営業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

（1）業務委託名

ボートレース若松「スポーツ報知杯年またぎ特選競走」イベント運営業務

（2）業務内容

ボートレース若松「スポーツ報知杯年またぎ特選競走」イベント運営業務　仕様書のとおり

（3）委託料の上限額

11,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※当該委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

2 実施スケジュール

（1）告知開始	令和8年11月16日（月）
（2）参加申出書の提出期限	令和8年11月20日（金）
（3）企画提案書の提出期限	令和8年11月30日（月）
（4）審査委員会（書面審査）	令和8年12月4日（金）
（5）受託候補者特定及び結果通知	令和8年12月上旬頃

3 参加資格

本件に参加できる者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

（1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと

4 参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本件に係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。

（1） 前条に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合

（2） 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき

（3） 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

5 審査項目・審査基準（合計200 点）

（1）ステージイベント運営業務

ア　話題性や集客効果が見込め、レース場活性化事業の目的と合致する内容となっているか。(配点30 点)

イ　年末年始特有の祝祭感に満ちた企画となっているか。(配点30 点)

ウ　イベントが滞りなく行えるスタッフ体制となっているか。(配点 20 点)

(2)ファミリーイベント運営業務

ア　イベント内容に独自性、話題性、来場促進効果があるか。(配点 30 点)

イ　事故防止策、緊急時対応策が具体的か。(配点20 点)

ウ　イベントが滞りなく行えるスタッフ体制となっているか。(配点20点)

(3)ファン向けイベント運営業務

ア　話題性や集客効果が見込める企画となっているか。(配点 30 点)

イ　ボートレースファンの方の関心を引く企画となっているか。(配点20点)

6　質問書及び参加申出書の提出

説明会は実施しない。質問については、質問書(様式1)により令和8年11月20日(金)17時まで随時受け付ける。参加申出書(様式2)は令和8年11月20日(金)17時までに北九州市公営競技局ボートレース事業課に提出すること。

質問書、参加申出書ともに、電子メール(PDF)又はFAXによる提出を可とする。

なお、質問に対する回答は、参加申出者に対し、令和8年11月25日(水)17時までに電子メール又はFAXにて回答する。

7　企画提案書の提出

令和8年11月30日(月)17時までにボートレース事業課に提出すること。

＜提出物＞

(1) 企画書　6部

(2) 見積書　正本:1部　　副本:5部

北九州市公営競技局長宛。内訳がわかるもの(税込金額)。

8　提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案は無効とする。

(1) 参加資格がなくて提案したとき

(2) 企画提案書が所定の日時までに到着しないとき

(3) 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、又は提案に対して不正があると認められるとき

(4) 1の企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき

(5) 企画提案事業者(法人の役員を含む)又はその使用人等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある場合

（6）その他提案に際し違法な行為があったとき

9 決定について

公営競技局職員による審査委員会で審査し、最も評価の高い業者と契約を締結する。なお結果については、12月上旬を目途に連絡をする。

10 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

（1）受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
（2）当該提案者の順位及び点数
（3）受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

11 審査結果の公表

（1）受託候補者の商号又は名称
（2）提案者数
（3）提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
（4）審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）
（5）審査委員会における主な意見
（6）市の主な特定理由

12 委託業務内容

別紙仕様書のとおり。なお、見積書には仕様書に記載のすべての経費を見込むこと。

13 受託候補者との契約締結

（1）市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
（2）協議が整った場合は、業務受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結する。
（3）契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市公営競技局契約規程において準用する北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
（4）受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。

（5）受託候補者が8(1)、(3)、(5)又は(6)に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。
（6）その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

14　その他注意事項

（1）提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出物は返却しない。
（2）企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
（3）参加申込書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することができる。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メール又はFAXで辞退届（様式3）を提出すること。

15　事業所管課

北九州市公営競技局ボートレース事業課
住所：〒808－0075　北九州市若松区赤岩町13－1
　　ボートレース若松　東スタンド棟3階
電話：093－791－3400　FAX：093－791－1476
E-mail：kouei-boat@city.kitakyushu.lg.jp
担当：古園・前田